

民主党

(医療提供体制)

民主党政権において 2 回連続で診療報酬を引き上げたこともあり、医療崩壊が食い止められました。誰もが必要な医療を受けられるようにするため、今後も医療の技術や医学管理を評価する観点から、診療報酬の引き上げに取り組みます。救急・産科・小児科・外科・精神科などの医師不足、看護師不足対策に取り組み、医療従事者の過酷な労働条件を改善します。

看護師の処遇を改善し、働き続けやすい環境の整備に努めます。多職種が連携することにより、医療の質が高まります。医療現場における医療職間の連携を強化するとともに、医師の指示の下で看護師が行う行為のあり方を見直すことにより、質の高い医療を受けられるようにすること等チーム医療を推進します。在宅医療の拡充のため、訪問看護センターの活用を促進します。

後発医薬品などの活用をはかるために医薬品情報提供体制を強化するひとつの方法として地域中核病院の薬剤部の活用をはかります。

中小病院及び有床診療所をはじめとした地域の機能全般の底上げをはかります。

(医療保険)

国民皆保険を堅持し、安定した医療保険制度をつくります。医療保険制度全体の安定的な運営のため、保険者間の負担の公平化、国民健康保険の都道府県単位化など医療保険の一元的運用を進めます。

高齢者医療について、年齢で差別する診療制度はなくなりましたが、保険制度についても年齢で差別する制度を廃止します。

高額療養費制度を拡充することにより、治療が長期にわたる患者の負担軽減をはかります。また、政府が検討している、高額療養費制度の見直しによる負担増は認めません。

(歯科医療)

民主党政権下で成立させた、歯科口腔保健法に基づき、歯科医療を充実させます。歯科領域でもチーム医療を推進し、歯科衛生士・歯科技工士の就労環境整備にも取り組みます。乳児から高齢者まで切れ目ない定期歯科検診を普及促進します。高齢者・障がい者の地域生活を支える在宅歯科診療・障がい者歯科医療を充実します。

(難病対策)

患者のニーズ踏まえ、難病対策を拡充します。難病対策委員会のとりまとめを踏まえ、新規指定や対象年齢拡大を望む様々な難病患者が必要な医療が受けられるよう、医療費補助の対象疾患を現行の 56 疾患から 300 疾患以上に拡大し、また都道府県の超過負担が解消されるよう、必要な財源を確保した上で、難病対策の法制化をめざします。実現するにあたっては、当事者の声に引き続き耳を傾け、ともに議論しながら進めます。

(予防医療)

これからは予防医療が重要であり、予防を充実させるためにワクチン接種及び健診、検診等を受診しやすい社会をつくります。

健康寿命を延ばします。このため保健衛生と健康指導、ロコモ（運動器障害）対策の充実などの予防医療を充実させ、健やかに老後を迎えることができるようにします。

予防重視で、妊娠から子育て、学校保健、産業保健、老人保健までを国民のライフサイクルに応じた切れ目ない生涯保健事業として一本化して実施します。メタボ健診、がん検診、婦人科検診などの受診率を高めます。

病院や介護施設も在宅や社会への復帰機能強化のため、予防やリハビリ、理学療法士、作業療法士等の活用に対する評価を重視します。

予防接種を拡充し、命と健康を守ります。予防接種の安全性を確保しつつ、定期接種対象を増やすことにより、国民が等しく予防できる疾病にかかることがない社会をめざします。予防接種法の附帯決議に基づき、おたふく、水痘、成人用肺炎球菌、B型肝炎について、平成25年度中に定期接種化の結論を出します。また、ロタウィルスワクチンの早期定期接種化をめざします。

ワクチンによって生じる副反応や有害事象の因果関係を検証し、国民が安心して予防接種を受けられるような社会基盤を整備します。

（医療の安全）

薬害事件の再発を防ぎます。これまで薬害肝炎事件をはじめ様々な薬害事件が起きたことを鑑み、薬害防止のために医薬品行政を監視・評価する第三者組織の設置法制定をめざします。

医療事故の原因究明、再発防止のため、医療事故調査制度における医療機関内の調査、及び第三者機関調査の仕組みについて法制化を目指します。

（医薬品・医療機器の開発・普及）

ドラッグラグ（新薬承認の遅延）・デバイスラグ（医療機器承認の遅延）の解消に努めます。民主党政権において日米のドラッグラグは短縮しましたが、臨床研究と医薬品・医療機器の開発が円滑に進められる臨床研究拠点を増やし、ドラッグラグやデバイスラグの解消に努めます。

PMDA（医薬品医療機器総合機構）の機能強化をはじめ、医薬品・医療機器の審査が迅速に進むように制度を整備します。また、医薬品などに係る副作用など有害事象を正しく評価できるように疫学調査なども充実し、日本発の医薬品の信用向上に努めます。

（統合医療）

漢方、健康補助食品やハーブ療法、あんま・マッサージ・指圧、鍼灸、柔道整復、音楽療法といった相補・代替医療について、予防の観点から、総合医療として科学的根拠を確立します。アジアの東玄関という地理的特性を活かし、日本の特色ある医療を推進するため、専門的な医療従事者の養成をはかるとともに、調査・研究を進めます。

（心身医学）

心身医療の提供体制の整備を着実に進めるとともに、不登校、引きこもり、摂食障害等、心の悩みや問題を抱える青少年への診療体制を整備します。乳幼児健診への専門スタッフの参加等を検討します。カウンセリングの再評価を行い、カウンセラーの資格、評価を見直し、薬剤治療を中心としなくても適切な治療ができるようにします。